

令和6年度中央区（旧西区）道路側溝土砂収集運搬業務 仕様書

（目的）

- 1 本仕様書は、本市が管轄する浜松市中央区（旧西区）の市民が搬出した道路側溝土砂の収集運搬の実施について必要な事項を定めるものである。

（業務の範囲）

- 2 本業務は、市民が道路側溝から搬出し道路脇等に仮置きした土砂を収集し、委託者の指定する施設までの運搬及び搬入並びにこれらに付随する一切の業務とする。

（業務責任者）

- 3 受託者は、業務責任者を定めるものとする。

（業務内容）

- 4 本業務は、委託者が作成した収集運搬計画書の自治会の内、市民が道路側溝から搬出し道路脇等に仮置きした土砂を遅滞無く収集し、委託者の指定する施設まで運搬・搬入する業務である。

（1）収集区域及び収集予定数量

浜松市中央区（旧西区）内の道路

予定数量230トン

詳細は収集運搬計画書のとおり。

（2）収集日及び収集計画日数

収集日は、収集運搬計画書のとおりとする。

計画日数25日

ただし予備日については、自治会からの収集日の変更等の収集依頼があった場合、受託者は委託者の指示に従い収集すること。

（3）収集時間

午前8時30分から収集を開始することとし、収集開始時間前に回収地域付近の道路等に待機しないこと。

（4）搬入場所及び搬入予定台数

平和最終処分場（浜松市中央区平松町77番地）

予定台数75台

（5）搬入時間

午前8時30分から午後4時までとする。

（収集運搬委託業者）

- 5 本業務は、一般廃棄物収集運搬許可業者又は、産業廃棄物収集運搬（汚泥）許可業者とする。また、市の指名参加願いを提出している業者に限る。

（人員配置及び収集車両）

- 6 受託者は、次に定める人員及び収集車両を確保して本業務を行うこととする。

（1）人員

収集車両1台あたり、2名以上の乗車とし安全に業務ができる人数を確保すること。

(2) 収集車両

- ア 収集車両は土砂等が収集できる車両で、2トン車3台を標準とし、受託者の負担で確保および管理すること。
- イ 収集車両が点検、修理、緊急時などの理由で使用することができない際には、業務を滞りなく遂行できるよう代替車両を確保すること。
- ウ 運搬時には、収集車両から土砂が漏洩及び飛散しない処置を講ずること。
- エ 収集車両の車両保険その他の保険については、受託者の負担により加入すること。
- オ 収集車両には、受託者及び個人の利益に関わる広告等を表示しないこと。
- カ 収集車両の保管場所は、受託者の責任において確保すること。
- キ 業務委託中は車体に次の文字を表示すること。文字の大きさは一文字5cm角以上とする。

①「浜松市委託車」

② 受託者名

(緊急時の収集体制)

- 7 事故、取り残しの収集、緊急の収集等に迅速に対応するため、収集車両と常に連絡がとれる体制を整えること。

(車両運行管理)

- 8 収集車両の運行にあたっては、事故を起こさないよう安全運転を期すこと。その他、以下の事項を遵守すること。
- (1) 業務終了後、洗車を行い常に収集車両を清潔に保つこと。
 - (2) 始業前点検、終業点検を実施すること。
 - (3) 修理を必要とする車両を使用しないこと。
 - (4) 常に車両整備を行い、法定点検を実施すること。
 - (5) 事故等緊急の場合は速やかに委託者及び警察へ報告し、誠意をもって相手方と協議の上、保険・賠償等について受託者が責任をもって対処すること。また、当日の収集に支障をきたさないよう、速やかに代替車両の手配を行なうこと。これに掛かる一切の費用は受託者の負担とする。
 - (6) 使用車両が点検及び修理のため代替車両を使用する場合には、必要な収集能力を確保するとともに、代替車両に委託車両の表示を行なうこと。

(提出書類)

- 9 受託者は、次に定める書類を委託者に提出しなければならない。

(1) 業務責任者・従事者名簿の提出

本業務の履行にあたり、業務責任者・従事者名簿を提出すること。また、人員の変更がある場合は、速やかに業務責任者・従事者変更届を提出すること。

ア 業務責任者・従事者名簿(様式1)

イ 業務責任者・従事者変更届(様式2)

(2) 使用車両一覧表の提出

本業務に使用する車両の使用車両一覧表を提出すること。また、車両の変更のある場

合はその都度提出すること。ただし、収集車両が点検や修理により代替車両を使用する場合や臨時使用車両を使用する場合はその限りではない。

- ア 使用車両一覧表（様式3）
- イ 使用車両の車検証の写し
- ウ 使用車両の写真（正面、両側面、後面）

（3）使用車両の代替車両届の提出

本業務に使用する車両が、点検・修理等により代替車両を使用する場合には、代替車両届を、使用する前日までに提出すること。

- ア 代替車両届（様式4）
- イ 代替車両の車検証の写し
- ウ 代替車両の写真（正面、両側面、後面）

（4）使用車両の臨時使用車両届の提出

本業務に臨時で使用する車両がある場合には、臨時使用車両届を、使用前日までに提出すること。なお、緊急時はこの限りではない。

- ア 臨時使用車両届（様式5）
- イ 臨時使用車両の車検証の写し
- ウ 臨時使用車両の写真（正面、両側面、後面）

（5）業務完了報告書（月）、収集運搬業務月報及び現場写真の提出

毎月の業務が完了した際には、業務完了報告書（月）、収集運搬業務月報（様式6）及び現場写真（作業状況が分かるもの）を提出すること。

また、搬入施設で発行の計量票のコピーを添付すること。

（6）緊急時の収集体制（緊急連絡網）の提出

本業務の履行にあたり、緊急時の収集体制（緊急連絡網）を提出すること。

- ア 取り残し・緊急時の収集体制（緊急連絡網）（様式7）

（7）計量システム用ICカード・RFIDタグ再交付申請書の提出について

計量システム用ICカード及びRFIDタグの紛失等により再交付が必要となった場合には、計量システム用ICカード・RFIDタグ再交付申請書（様式8）を提出すること。

（8）事故報告書の提出について

本仕様書の 8（5）に該当する事由が発生した場合には、事故報告書を提出すること。

（9）その他の提出

受託者は、一般廃棄物収集運搬業許可書又は、産業廃棄物収集運搬業許可書（汚泥）の写しを提出すること。

（業務上の注意事項）

10 受託者は、本業務の履行にあたり、次に掲げることに留意しなければならない。

- （1）本業務において収集する土砂以外の物を混入しないこと。

- (2) 収集運搬計画の日程で収集が困難と考えられる場合は、事前に協議すること。
- (3) 収集計画以外に搬出された場合は、委託者と協議のうえ対応するものとする。
- (4) 都合により収集運搬計画に変更が生じた場合は、遅滞無くこれに対応すること。
- (5) 収集時に取り残しのないよう注意し、その日のうちに収集を完了すること。取り残しの連絡を受けた場合には、速やかに収集すること。
- (6) 収集業務の遂行にあたっては、遅滞無く迅速かつ丁寧に行うこと。
- (7) 収集した土砂は、確実に指定された搬入施設に搬入すること。
- (8) 収集車両の運行にあたっては、細心の注意を払うこと。
- (9) 収集中は、市民とのトラブルを起こさないよう、言動には細心の注意を払うこと。
- (10) 市道以外（排水路等）で搬出された土砂も収集すること。
- (11) 収集運搬時は、土砂の漏洩及び飛散しないよう注意すること。
- (12) 速やかに収集及び搬入することとし、搬入後については速やかに帰社すること。
- (13) 委託者から、搬入する土砂の確認を求められた時は、委託者の指示に従い提示すること。

(関係法令の遵守)

- 1 1 受託者は、業務の履行にあたり関係法令を遵守すること。

(収集運搬業務資料の管理)

- 1 2 受託者は、中央区（旧西区）の収集場所を記録したもの、収集場所を示した地図及び収集経路等について常に最新なものを管理し、委託者の指示のあった都度直ちに提出できるものとする。

(疑義の解決)

- 1 3 この仕様書に定めない諸事項については、その都度、委託者と受託者とが協議して、定めるものとする。

様式2

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

商号又は名称
代表者

業 務 責 任 者 ・ 従 事 者 変 更 届

本業務における業務責任者・従事者の変更について、下記のとおり届け出ます。

- 1 業務の名称 令和6年度中央区（旧西区）道路側溝土砂収集運搬業務
- 2 変更年月日 年 月 日
- 3 変更内容 職 種（ 業務責任者 ・ 業務副責任者 ・ 従事者 ）

新 任
住 所
氏 名
生年月日

退 任
住 所
氏 名
生年月日

上記のとおり、（ 業務責任者 ・ 業務副責任者 ・ 従事者 ）を変更いたします。

様式3

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者

使用車両一覧表

本業務に使用する車両について、下記のとおり届け出ます。

1 業務の名称 令和6年度中央区(旧西区)道路側溝土砂収集運搬業務

2 使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

3 使用車両一覧

計量システム登録No.	自動車登録番号	車両の所有者	最大積載量(kg)	車検の有効期限	車両の大きさ(cm) (長さ×幅×高さ)

※車検証の写し、前面・両側面・後面の写真(A4用紙に貼付等)を添付すること。

様式4

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者

代替車両届

本業務に使用する代替車両について、下記のとおり届け出ます。

1 業務の名称 令和6年度中央区(旧西区)道路側溝土砂収集運搬業務

2 代替車両使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

3 車体検査、修理等をする車両

計量システム 登録No.	車体の形状	最大積載量 (kg)	自動車登録番号

4 代替車両

計量システム 登録No.	車体の形状	最大積載量 (kg)	自動車登録番号

※車検証の写し、前面・両側面・後面の写真(A4用紙に貼付等)を添付すること。

※マグネット板等により「浜松市ごみ収集委託車」「受託者の社名・電話番号」「車番」を表示すること。

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者

臨時使用車両届

本業務に臨時で使用する車両について、下記のとおり届け出ます。

- 1 業務の名称 令和6年度中央区(旧西区)道路側溝土砂収集運搬業務
- 2 臨時使用車両使用期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 3 臨時で使用する車両

計量システム 登録No.	車体の形状	最大積載量 (kg)	自動車登録番号

※車検証の写し、前面・両側面・後面の写真(A4用紙に貼付等)を添付すること。

※マグネット板等により「浜松市ごみ収集委託車」「受託者の社名・電話番号」「車番」を表示すること。

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者

取り残し・緊急時の収集体制(緊急連絡網)

本業務の業務、取り残し・緊急時の収集体制(緊急連絡網)を下記のとおり届け出ます。

1 業務の名称 令和6年度中央区(旧西区)道路側溝土砂収集運搬業務

2 緊急連絡網

時間帯等	No.	氏名	電話番号	対応
平日(収集時) 8:30~16:00	①			迅速に収集車へ連絡し、収集を行います。結果については当日中に市へ報告します。
	②			
	③			
	④			
平日16:00以降 (収集終了以降)	①			緊急連絡網により迅速に収集を行います。結果については終了後市へ報告します。
	②			
	③			
	④			
	⑤			
休日(収集日以外)	①			緊急連絡網により迅速に収集を行います。結果については終了後市へ報告します。
	②			
	③			
	④			
	⑤			

(あて先)浜松市長

(申請者)住所又は所在地

商号又は名称
代表者

計量システム用ICカード・RFIDタグ再交付申請書

計量システム用ICカード・RFIDタグの再交付について、次のとおり申請します。

記

業務の名称	令和6年度中央区(旧西区)道路側溝土砂収集運搬業務
再交付物品	ICカード ・ RFIDタグ
申請理由	紛失 ・ 破損 ・ その他()
返却物品	あり (ICカード ・ RFIDタグ) ・ なし
自動車登録番号	
計量システム登録No.	

※太線内をご記入ください。

※紛失したICカード・RFIDタグが見つかった場合は必ず返却すること。

上記物品について受領しました。

受領者氏名

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長 中野 祐介

住所又は
所在地
受託者 商号又は
名称

代表者

印

業務完了報告書（月・中間・最終）

浜松市契約規則第37条の規定により、次のとおり業務を完了したので、届け出します。

記

業務の名称	令和6年度中央区（旧西区）道路側溝土砂収集運搬業務
業務の場所	浜松市土木部が所管する道路（中央区（旧西区）管内）
契約年月日	令和 年 月 日
履行期間	令和 6年 4月 1日 から 令和 6年 7月 31日 まで
前回までの完了年月日	令和 年 月 日（ 月まで）
今回完了年月日	令和 年 月 日（ 月分）
契約金額	¥ ー（全体）
前回までの受領済金額 （ 月まで）	¥ ー（ 月まで）
今回の完了契約金額 （ 月分）	¥ ー（ 月分）
備考	この業務の従事者に対する賃金等の労働条件や労働環境については、 最低賃金法等の関連法令を遵守し適正に確保 （ した ・ しなかった ）ことを報告する。